聞分災職業病

関西労働者安全センター

2016.10.10発行〈通巻第471号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



●坂尾さんの国賠訴訟が早期解決 国側が方針転換か?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
●安全のきいわあど その7:フールプルーフ	5
●緊急作業を恒常的にした「特定高線量作業」 いつも100mSv/年を想定して管理??	6
●連続講座「そんなん無理」って誰が決めた? 見逃される通勤災害 第2回	9
●連載 それぞれのアスベスト禍 その65 古川和子1	1
●全国労働安全衛生センター連絡会議第27回総会のお知らせ1	3
●韓国からのニュース····································	4
●過労死等防止対策推進シンポジウムのお知らせ	7

9月の新聞記事から/19

表紙/全国アスベスト被害ホットライン開催(9月30日-10月1日)

^{'16}10

坂尾さんの国賠訴訟が 早期解決 国側が方針転換か?

泉南最高裁判決に続くアスベスト健康被 害に対する国家賠償訴訟は、今年の9月ま でに被災者数81名28件が提訴されてい る。最高裁判決から2年間がすぎているに もかかわらず、提訴件数は依然少ないまま である。

提訴をすれば救済される可能性があると いう情報が広く伝わっていないことに加 え、訴訟を提起するということ自体への抵 抗が、提訴件数が少ない理由ではないだろ うか。弁護士に相談・依頼し、訴状を作成 し、出廷するというプロセスが、普段裁判 所に縁のない人々にとって未経験の領域に

あるためである。

更に、泉南最高裁判決に基づく国家賠償 訴訟では、被害を訴える原告に対し、石綿 のばく露状況について詳細な書証の提出が 被告である国から求められてきた。答弁書 によると、「泉南2陣最高裁判決は、石綿 工場の労働者との関係において、粉じんの 発生源となる機械に局所排気装置を設置す ることが最も有効な方策であり、局所排気 装置を設置することによって石綿工場の労 働者が石綿の粉じんにばく露することを相 当程度防ぐことが出来たと認められる」石 綿工場で作業をした労働者に対する健康被

> 害に対して国が賠償責任を負うとい うことになっているため、被災者の 労働実態などを確認するという。

> 被災者の労働実態の確認は、原告 が被災者本人であれば陳述書などで 説明することが可能だが、被災者が お亡くなりになっている場合はご遺 族が立証しなくてはならない。その ため、当時の作業状況を知っている 人を探すなどの負担が強いられるこ とになる。東洋石綿の元従業員であ る坂尾正次さんのケースでは、坂尾



解後会見する妻の坂尾梅子さん (中央)

さんご自身が入院療養中であることから、 代理人らが病院まで聞き取りに行き、また ご紹介を受けた元同僚からも話を伺ってき た。訴状によると、坂尾さんは、局所排気 装置を設置すべき工場建屋内で、石綿板の 原材料である石綿の入った石綿袋を開け て、袋の中の石綿を取り出してホッパーの 中に投入する作業を行っているときに石綿 粉じんにばく露しているという。しかし、 その主張に対して国からの事実の確認のた めに求釈明が示されるだろうから、立証の ために準備を施したのである。

ところが第2回弁論を1週間後に控えた 9月16日、被告である国は和解に応じる 旨の上申書を裁判所に提出した。これまで に原告が提出した書面と書話は、訴状と坂 尾さんが東洋石綿で就労したことを示す年 金記録等の客観的な資料に過ぎない。とは いえ、泉南判決後から2年も経過してし まったものの、ついに求められる和解手続 きが実現したのである。和解期日後に記者 会見を設定し、担当する竹藪弁護士から本 件和解の特筆すべき背景について詳細な説 明が提供されたことで、報道でも大きく取 り上げられた。被告である国は、「今まで と対応に変化はない」とコメントしている が、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族 の会などが重ねて申入れをしてきた成果で はないだろうか。

なお、この1週間後、全国一斉アスベス ト健康被害ホットラインに「先週、テレビ で見たんやけど」と元東洋石綿の従業員が 次々と相談の電話を入れることになる。そ の全員が現在は東洋石綿があった河内長野 を離れて暮らし、石綿健康管理手帳の交付 を受けることもなく過ごされてきた方々で あり、すでに何らかの健康被害を被ってい る可能性もある。また、そのうちのひとり は坂尾さんとコンビで仕事をしていたとい うから、坂尾さんの奥様も聞いていない工 場の様子や作業内容についても伺うことが できるだろう。

9月にも3地裁で国賠提訴

泉南最高裁判決から2年を迎えようと する9月、羽島・尼崎・東京で新たな訴 訟が提起された。

岐阜地裁では9月15日に被災者3名に ついて原告7名が提訴している。いずれの 被災者も、岐阜県羽島市にあるニチアス羽 島工場で石綿の袋詰め作業を行って中皮腫 や肺がんに罹患し、亡くなっている。ニチ

アス岐阜羽島工場に対しては、住民の健康 被害についても補償を求めているが、ニチ アスはこれを拒否している。

尼崎訴訟の被災者は、尼崎市の新山石綿 工業所で粉砕機から出てくる再生石綿原料 をかき混ぜたり、袋詰めにしたりする作業 に従事していた富田サトミさんで、2012 年に76才で中皮腫のため亡くなっている。

原告はサトミさんの子4名からなるが、サトミさんの夫も同じ職場で働き、90年に肺がんで亡くなっている。亡くなったご主人については除斥期間である20年が過ぎているので訴訟の提起ができないが、残された4人のお子さんにとっては石綿でご両親を失ったことになる。また、原告である4名も当時社宅に住んでいたということで、今後の被害に対する不安も訴えている。9月最後の提訴は28日、東京地裁に提

起された。建設資材やブレーキライニングで使用する石綿製品を製造する工場で働いていた鷺谷辰夫さんを1996年に50歳で失った妻の久枝さんが原告である。提訴が可能な20年という期間が目前に迫っている中での提訴であった。久枝さんは記者会見の中で、他にも多くの被災者や遺族がいること、その人たちに国はもっと周知をする努力をするべきだと訴えた。

建設国賠第2陣に安全センターも協力

建設国賠訴訟とは、建設労働者のアスベスト健康被害に対する国と建材メーカーへの損害賠償訴訟である。大工や設備工として建設現場においてアスベストにばく露し、石綿肺や肺がん、中皮腫などに罹患した被災者は多く、現在も毎年多くの被災者が新たに労災請求をしている。

建設国賠訴訟は、2008年の東京地裁・ 横浜地裁における原告424名(被災者 383名)による提訴を皮切りに、全国で 訴訟が提起され、すでに、東京地裁、福岡 地裁、大阪地裁、京都地裁で勝訴判決が下 されている。東京地裁、福岡地裁、大阪地 裁判決においては国に対してのみ責任が認 められたが、最新の判決である京都地裁判 決については、国だけではなく建材メー カーに対してもその責任が認められ、原告 らの意気は高まっている。現在は原告被告 とも控訴し、控訴審が各高裁で争われてい る。 去る9月26日、大阪高裁における控訴審の第一回弁論にあわせて、大阪訴訟第二陣が提訴された。この訴訟の提訴に先立って、安全センターから建設国賠弁護団に建設労働でアスベストにばく露した被災者を紹介したことから、第二陣には現在2名の安全センター会員が原告として加わっている。また、建設国賠訴訟に関する元建設労働者(大工・電気工等)からの問い合わせも多く、今後の訴訟の進行にあわせて随時報告していきたい。





その7:フールプルーフ

知らなかったから起きる事故は、安全教 育をしっかりやればよい。しかし、人は知っ ていても意図せず事故を起こしてしまうこ とがある。間違える、うっかりする、忘れる、 見落とす、思い込む、先を急ぐ、感情に走 る、横着をする、パニックになる…、考え てみれば人は誰でもこういうエラーを起こ して当たり前だ。だから労働災害を防止す るための対策は、人がエラーを起こすもの であるという前提のもとに対策を講じてお く必要がある。

機械等の災害防止対策の1つに、事前に エラーそのものが起きないような仕組みを 備えておくことがある。フールプルーフは その1つで、たとえば回転する刃物には直 接手などがふれることがないようにカバー を付けておくというような対策だ。

フール(ばか)のプルーフ(防止)とは 分かりやすい表現だが、この対策はずいぶ んと普及している。

自動車のオートマチック車は、ブレーキ を踏まないとシフトレバーをパーキングの 位置から動かすことができないようになっ ている。エンジンが動いている状態で、ド ライブモードにしても、ブレーキを踏んだ ままなら突然動くこともない。

一方向からしか差し込めないフロッピー ディスク、ドアを閉めないとスイッチを作 動できない電子レンジ、両手同時に操作し ないと動かないプレス機械などなど、身近 なものから大型の機械にいたるまで、広い 意味でのフールプルーフの考え方は、たく さん用いられている。

機械の側に安全が埋め込まれているのだ から、これが正しく機能していれば事故は 起きないことになる。しかし、使う側が何 かの理由で間違った使い方をすれば、新し い暴走も起きてしまう。

カバーを開けると電源が切れるインター ロックの仕組みは、機械ではとても一般的 なフールプルーフの機構だが、回転部の点 検のためにガムテープで電源をオン状態に するなどという行為は、その典型だ。

身近なものでいえば、振動で自動消火す る装置がついている石油ストーブを、足で 蹴とばして消火するなどという行為は本末 転倒だし、フールプルーフの機構が色々搭 載された自動車は、それを過信して乱暴に 運転するなどということも起きたりする。

安全のための機構は、その意味を労働者 が十分に確認しておくことは、これもあら ためて安全教育のテーマになると言ってよ いだろう。ある大手製造業の工場構内に 貼ってある、オリジナルのポスターで「イ ンターロックの無効化厳禁」というのを見 たことがある。ちょっと考えると、職場の 常識としては恥ずかしいスローガンかもし れない。しかし、職場の現実は恥ずかしい を超えるべきであり、この工場の安全衛生 活動の真剣さをあらためて感じたものだ。

緊急作業を恒常的にした 「特定高線量作業」

いつも 100mSv / 年を想定して管理??

その作業をするときは、いつでも「放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業」とみなされ、労働者に通常の被ばく限度の2倍まで放射線を受けさせることができる作業がある。

それは、福島第一原発で行われるという 次のような作業のことだ。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が一時間につき 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業

ちょっとわかりにくいかもしれないが、 もともと、電離放射線障害防止規則で被 ばく限度を特別に引き上げる「緊急作業」 というのは、「予期せぬ事態」が生じてし まった時のことを想定したもののはずだ。 3.11の福島第一原発事故では、まさにそういう事態が起きてしまい、しかも破滅的な事態への発展の懸念もあったことからまさにこの緊急作業が必要な事態が生じたわけだ。そしてさらにその限度も、電離則で定めていた年100mSvでは不十分と特別に250mSvまで引き上げ、同年12月に解除されるまで、特別の限度は維持された。

福島第一原発は、何とか最悪の事態への 進展を食い止めることができ、緊急事態は 解除されたのだが、なお一部の作業につい ては緊急作業としての年 100mSv の限度 を適用するというのだ。

もっとも、この「特定高線量作業」といわれる作業は、行政通達(平成23年12月16日基発1216第1号)で、具体的に「注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下又は失われることを防ぐため、その機能を維持するための設備の運転、保守、修理、取替又は機器の追加等の作業」など具体的に想定される作業をあげて適用するものとしている。

だから、恒常的にこうした作業が存在す ると言っているわけではないということに なりそう見える。ところがその後の運用を みると、なかなかそうとも言えない。

あることが前提の 特定高線量作業という仕事

なぜかというと、昨年8月26日に策定 された「東京電力福島第一原子力発電所に おける安全衛生管理対策のためのガイドラ イン」では、「東電福島第一原子力発電所 の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点 について」という別紙の中で、「特定高線 量作業に従事する労働者と、それ以外の作 業に従事する労働者の被ばく線量は区分し て管理すること。さらに、特定高線量作業 者であることを外見上識別できる措置を講 じた上で、特定高線量作業を実施中にその 区域内に関係のない労働者が立ち入らない よう、作業指揮者が監視する等の措置を実 施すること。」と具体的な管理方法を記述 している。

つまり、もはや電離則の緊急作業という のは、福島第一原発の廃炉工程の中では、 実質的に緊急ではなく恒常的に想定できる 被ばく作業の一つになっているかのような 管理対象となってしまっているのだ。

たしかに廃炉の作業が続いていく中で、 労働者の被ばく線量が懸念される状況が今 後続くであろう。しかし、緊急作業時の特 別の被ばく限度が、あたかも当然であるか のような適用となりつつある状況には何と しても歯止めをかけなければならないので

はないだろうか。

この点については、今後、十分に注意を 払っていく必要があるだろう。

電離放射線障害防止規則

- 第7条 事業者は、第42条第1項各号の いずれかに該当する事故が発生し、同項 の区域が生じた場合における放射線によ る労働者の健康障害を防止するための応 急の作業(以下「緊急作業」という。) を行うときは、当該緊急作業に従事する 男性及び妊娠する可能性がないと診断さ れた女性の放射線業務従事者について は、第四条第一項及び第五条の規定にか かわらず、これらの規定に規定する限度 を超えて放射線を受けさせることができ る。
- 2 前項の場合において、当該緊急作業に 従事する間に受ける線量は、次の各号に 掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当 該各号に定める値を超えないようにしな ければならない。
 - 一 実効線量については、100 ミリシー ベルト
 - 二 眼の水晶体に受ける等価線量につい ては、300 ミリシーベルト
 - 三 皮膚に受ける等価線量については、 1シーベルト
- 3 前項の規定は、放射線業務従事者以外 の男性及び妊娠する可能性がないと診断 された女性の労働者で、緊急作業に従事 するものについて準用する。
- 第42条 事業者は、次の各号のいずれか に該当する事故が発生したときは、その

事故によって受ける実効線量が15ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。

- 一、二 <略>
- 三 放射性物質が多量にもれ、こぼれ、 又は逸散した場合

四、五 <略>

- 2 事業者は、前項の区域を標識によって 明示しなければならない。
- 3 事業者は、労働者を第一項の区域に立 ち入らせてはならない。ただし、緊急作 業に従事させる労働者については、この 限りでない。

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン

別紙1 東電福島第一原子力発電所の廃炉 作業等に係る線量管理に係る留意点につい て

- 放射線業務及び各種工事従事者の発電 所構内への入退所管理
 - (6) 特定高線量作業中の立入禁止措置等 発電所長は、平成23年12月16日付け基発1216号第1号通達の記の3により、電離則第7条の緊急被ばく限度(100

ミリシーベルト) が適用されるとされて いる作業(発電所に属する原子炉施設並 びに蒸気タービン及びその附属設備又は その周辺の区域であって、その線量が1 時間につき 0.1 ミリシーベルトを超える おそれのある場所において、原子炉施設 若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設 備の機能を維持するための作業を行うと き又は原子炉施設の故障、損壊等により、 多量の放射性物質の放出のおそれがある 場合に、これを抑制若しくは防止するた めの機能を維持するための作業)(以下 「特定高線量作業」という。)に従事する 労働者と、それ以外の作業に従事する労 働者の被ばく線量は区分して管理するこ と。さらに、特定高線量作業者であるこ とを外見上識別できる措置を講じた上 で、特定高線量作業を実施中にその区域 内に関係のない労働者が立ち入らないよ う、作業指揮者が監視する等の措置を実 施すること。



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、
④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、
⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

●購読会費(年間購読料): 10,000 円 ●一部: 800 円 ●お申し込み: 全国労働安全衛生センター連絡会議 Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: http://joshrc.info/

安セタ情報

《連続講座》

そんなん無理」って誰が決めた? 見逃される通勤災害 第2回 会社を出る前の飲酒

前回は通勤から逸脱しない範囲の通勤途 上飲酒について述べた。今回は、帰宅する 前に会社で飲んでしまったケースを考えて みよう。

ワイン販売専門店で販売員として働いて いたAさんは、特別企画であるヨーロッパ ワインフェアの終了後、社長の指示を受け て、売り上げ目標達成の慰労と、これから 販売に力を入れていく予定のワインの試飲 を兼ねた、ささやかな打ち上げを店内で開 催した。販売用の酒やつまみで楽しみなが ら次の販売戦略を同僚らと練るのである。 そしていつものように自転車で帰宅する途 中、狭い路上で猛スピードで突っ込んでき た対向車を避けた際に転倒、肋骨を折るケ ガをしてしまう。

翌日、Aさんは職場に帰宅途中で事故 にったことを報告し、骨折の治療のために 労災保険の手続きをしてほしいと申し入れ た。しかし、Aさんの申入れに対して会社 が難色を示す。会社がAさんに伝えたこと は次の二つである。

一つ目は、仕事は20時30分で終了し ており、Aさんが職場を離れた21時30 分まで打ち上げが行われていた。打ち上げ は仕事ではないから、その帰りにケガをし ても労災保険を使うことが出来ない、とい うこと。二つ目は、Aさんはお酒を飲んだ のに自転車に乗って帰った。飲酒運転は法 律違反であるから、法律違反をしてケガを したのであれば労災保険を使うことが出来 ない。そんなわけで、Aさんには気の毒だ けど健康保険を使って自分で治療費を払っ てくださいな、と言われたそうである。

これを聞いたAさんは、「…と会社に言 われたのですが、本当に労災保険は使えな いのでしょうか」と、安全センターを訪ね てきた。そこで今回は、会社が打ち上げは 業務にならない、と判断したことについて 妥当かどうか考えてみよう。

労災保険法の条文(7条2項)から、「就 業に関し」ているかどうかがポイントにな る。どのような場合に認められるか過去の 裁判例を紐解いてみると、2007年の東京 地裁判決で次のような事例がある。勤務先 の会社内で開かれた飲み会に出席後、帰宅 途中に地下鉄の駅の階段で転落死した被災 者に対して労働基準監督署が遺族補償など を不支給処分にした事件で、裁判所は、「酒 類を伴う会合でも、被災者にとっては懇親 会と異なり、部下から意見や要望を聞く場 であって出席は職務」と判断し、監督署の 処分を取り消す判決を下した。この判決自体は高等裁判所でひっくり返されてしまうのであるが、それでも高裁は「業務性のある会合は被災者の退社の約3時間前には終わった」としている。被災者の退社時刻は22時だったから、その3時間前の19時まではビールやウイスキーが供与されたとしても「業務性のある会合」であったと認めているのである。

注意するべき点は、会合や宴席そのものの業務性が認められたのではなく、被災者にとって業務であったか、という判断をしたことだろうか。この事件の被災者は、会合の主催者であり、料理やアルコールの調達を統括している。一審でも認められているように、社員の忌憚のない意見を聞く場として社内でも位置付けられていることも含め、その会合が「被災者にとって」参加せざるを得ない性格のものであれば業務性が認められると言えよう。

Aさんの事案については、名目上は打ち 上げという慰労会であっても、上司の命令 で企画し、当然自分も参加せざるを得ない 状態にある。また、商品知識の習得は酒類 販売上欠かせない。同僚の好みや感想から 顧客にどのように商品を勧めることができ るか一緒に検討する機会にもなるだろう。

会社の主張する、帰る前に酒を飲んだから労災はダメ、というのはあまりに短絡的であり、なぜ会社で飲酒をすることになったのかということや、その飲酒機会の性格から判断しなくてはならない。

会社が労災請求を拒む2つ目の理由であるAさんが犯した法律違反については、第3回以降、どこかでお話できればと考えている。





パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC) + 磯村 大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013 年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が 2 年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&A でわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455 サイズ :148mm × 210mm 発行日 :2014.11.10 ページ数 :144 ページ

連載 それぞれのアスベスト禍 その65

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

水俣の母から熊本の娘へ

9月30日、10月1日の二日間、「泉南 アスベスト国賠和解判決から2周年」と して、新たな被害者掘り起こしのホット ラインを行った。その結果、全国各地で 200件近くの相談電話が寄せられた。関 西スポットでは、関西労働者安全センター の事務所で弁護士はじめ多くの支援者が駆 けつけて電話対応に当たった。そのような 中で、私がたまたま手にした電話で驚く出 会いがあった。

「夫が肺がんで3年前に亡くなりました」 という電話の主は熊本県からかけてきた北 里邦子さん (75歳) だった。夫である故北 里泰昭さん (享年81歳)は船員として機 関部で働いていた。定年退職後は多彩な趣 味を生かして、同じ敷地内に居を構えてい る娘家族たちとも幸せに暮らしていた。そ のようななか突然の肺がん発症に戸惑い、 医師からの「胸にアスベストがあります」 という言葉にも深く追求することなく、よ り良い治療を求めて奔走した。

幸せな生活から一変して、悲嘆にくれる 毎日を送っていた邦子さんは今回のホット ライン記事を見て電話をかけてきた。しか し、最初は肺がんの労災相談として対応し ていたが、途中から会話が脱線してきた。 「どのような組織ですか?」から始まって 患者と家族の会の成り立ち、私と会のかか わり方などなど、質問が矢継ぎ早に飛んで きた。

そして邦子さんは「私の母は、長年水俣 病患者の方々の支援をしてきました。だか らこのような会を起こされて尽力している 方々に敬意を表します。私にできることが あればお手伝いします」と言ってくれた。 この時は「相談電話」で終了し、約束通り に「会の資料」として患者と家族の会 10 年史などを送った。そして私は邦子さんの 言葉をヒントに彼女の母親のことをネット 検索した。

検索の結果、「水俣病の患者支援を続け てきた水俣病市民会議会長の日吉フミコさ んが今月101歳を迎え、祝う会が開かれ ました。会には親交がある患者や支援者な どが集まり、日吉さんの長寿を祝いました。 日吉さんは水俣市の小学校で教頭を務めて いましたが、1963年(昭和38年)、胎児 性患者の姿に衝撃を受け、患者の支援を決 意。水俣市議会議員に出馬し、市議として 水俣病問題に取り組みました。1968年(昭 和 43 年) には支援団体の水俣病市民会議 を結成し、患者や家族が原因企業チッソを 相手に起こした水俣病第1次訴訟など、患 者の闘いを後押しし続け、101歳となっ た今も交流を続けています。」という記事



「がまだすばい」とは「一生懸命働こうよ」の意味

が目にふれた。

翌日「お母さまは日吉フミコさんですか?」と尋ねる私に「そうです」との返事。 そして日吉フミコさんは「第4回田尻賞」 を受賞されている方だった。

まずは肺がんの労災請求手続きを進める ために、ひょうご労働安全衛生センター事 務局長の西山和宏さんと一緒に、熊本市内 の邦子さん宅を訪問した。まるで何十年ぶ りかに再会した友人のような親しみをもっ て出迎えてくれた邦子さんと話が弾んだ。

邦子さんは数十年間母親である日吉フミコさんの姿を見てきた。「母は家族もかえりみないで一生懸命に被害者の支援に奔走しました。あのころはまだ理解者が少なくて、自宅に石を投げつけられたこともあり

ました」など、当時のことを語ってくれた。 邦子さん宅にも多くの支援者が訪れていた ようだ。故土井たか子氏が訪問した時に書 いた、邦子さんの長女と次女に宛てた見事 な色紙が飾られている。

訪問した本来の目的である「労災請求手続き」に入ったのはかなり時間が経過してからだった。そしてここでもまた驚くことがわかったが、この号では書ききれないので、またの機会にする。

帰路に就くとき邦子さんから「熊本で何かするときはここを拠点に使ってください」と、思いも寄らないありがたい言葉をいただいた。「熊本は古くから『松橋鉱山』などの被害者もいるし、今回の地震でアスベスト飛散の注意を呼びかけなければいけないので、仲間の輪を作りたい」という私の提案に協力を申し出てくれたのだ。

「夫が亡くなってから、死にたい死にた いと口癖のように言っていましたが、やる ことが出来たのでまだ死ねません」と涙を 流しながら語った邦子さん。

水俣病とアスベスト。まったく無縁で あったふたつの「公害」がホットラインと いう電話を通じて結びついた。



仄かな希望 アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かもがわ出版 http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html 本体 1700 円 +税

全国労働安全衛生センター連絡会議

第27回総会 11.19-20 泉南開催

日時: 2016年11月19日(土)13時~20日(日)12時

■第1日目-2016年11月19日(土)

日本のアスベスト問題の原点・泉南をめぐるツアー+学習会

集合: 13時厳守 南海電鉄 「泉佐野駅 | ※車でお越しの方は「マリンロッジ海風館 |に車を置いてから

南海電鉄で「泉佐野 | に移動するようにしてください。

泉南ツアー:バス二台に分乗してツアー 学習会:16~18時頃の予定 マリンロッジ海風館 B1F 多目的ホール 夕食懇親会:18時半頃からの予定 マリンロッジ海風館 1F レストラン

■宿泊:マリンロッジ海風館

〒599-0301 大阪府泉南郡岬町淡輪6190番地 TEL:072-494-3800 FAX:072-494-3777

http://www.kaifukan.jp/

〈大阪市内から電車で〉南海本線難波駅(急行・特急)→尾崎駅(乗り換え:普通) →淡輪駅下車徒歩約15分(所要時間:約1時間15分) 〈自動車で〉阪和自動車道 『泉南』インターより 約30分

■第2日目-2016年11月20日(日)

職業がん・化学物質被害に対する取り組み その他のトピックスー報告・問題提起

第27回総会議事

9~12時 マリンロッジ海風館 B1F 多目的ホール ※トピックスとしての報告・問題提起を募集しています。 あらかじめご連絡ください。

■参加費

17.000円(ツアー、宿泊、食費・懇親会費込み)

■申し込み

10月31日までにお申し込みをお願いします。 (会員の皆様には別途返信用葉書を送付しますので、ご利用ください。)

■主催·協力

主催:全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org 泉南アスベストの会のご協力を得て企画させていただいています。

韓国からのニュース

■「事業場内のすべての者」に、元請けが安全 責任を負うべき

経済社会発展労使政委員会の産業安全革新委員会は、この日全体会議を行い、「産業安全保健革新のための公益委員意見書」を採択した。

意見書は、△産業安全保健法令を労使が理解しやすいように単純化する、△処罰を懲役・禁固などの自由刑から、過怠金・課徴金といった経済罰に変更する、△労働法上の労働者性認定の可否と関係なく、事業場内で働くすべての者の安全保健責任を、実質的な権限を持つ請負人(元請け事業主)に付与しなければなければならない、と勧告した。

革新委は特に「産業安全保健法は、請負契約によって安全保健の責任主体が原則的に請負人になり、例外的に元請けに責任を賦課する体系」であるとして、「元請け責任を度外視したり、責任関係が曖昧なケースが増加している現実を反映できていない」と指摘した。また「伝統的な労働法・契約法的な思考から抜け出さなければならない」と助言した。

ノ・ミンギ委員長は「合意文には達することができなかったが、意見書の採択を契機に、労使政の認識と態度が転換されることを希望する」と話した。2016 年 9 月 9 日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

■京釜線で鉄道労働者二人が死亡/KTX 版九 官駅事故

13日0時48分頃、慶北・金泉市の京釜線、 金泉駅近くの上り線の線路で、夜間保守作業 をしていた労働者4人がKTXの列車に轢かれ た。この事故で KTX の協力業者の労働者 J さん (51) など 2 人が亡くなり、 2 人が怪我をして病院で治療受けている。この区間は普段は深夜 12 時以後は列車は走らないが、相次いだ強震で列車が延着し、この日は深夜 12 時過ぎまで運行された。コレイル(韓国鉄道公社)側は「(下請け業者の)職員が、事前の承認なく線路に入って事故が起きたようだ」とし、「正確な経緯は把握中」と話した。

公共輸送労働組合が「KTX 版九宜(クウィ) 駅事故」と名前を付けて、「外注化、成果万能 主義を直ちに止めなければ、このような事故は 絶えず起こる」と警告した。

労組は13日声明書を出し「九宜駅事故で見たように、外注化は労働者の生命だけでなく、市民の安全、列車の安全を脅かす」「政府は九宜駅事故の調査と市民社会の勧告、改善措置を全公共機関に適用せよ」と要求した。「九宜駅の事故でもそうだったように、正規職と非正規職が持つ情報は違う」。「業務に対する情報はあるが、安全に対する情報はいつも後回しにされる」と指摘した。「朴槿恵政府が今、あらゆる不法な手段を動員してまで強要している公共機関の成果年俸制は金儲け成果万能主義で、外注化と安全不在に直結してしまう」と主張した。2016年9月13日 ハンギョレ新聞 チョン・ウンジュ記者

■労災保険料割引特典の1位はサムソン

国会・環境労働委員会のカン・ビョンウォン・トプロ民主党議員が18日に雇用労働部から提出させた「個別実績料率制適用による労災保険料減免現況」によれば、昨年個別実績料率制を適用された事業、合計8万971ヶ所が保険料1兆4447億ウォンを減免された。このうち30大企業集団(1722事業場)は全体の34%に当たる4981億ウォンを節減できた。

大企業集団別に見ると、サムソンが 1009 億

ウォンを割引されて1位を占め、現代自動車 (785 億ウォン)、SK(379 億7千万ウォン)、 LG(379 億 1 千万ウォン)、ロッテ (265 億ウォ ン)が続いた。今年9人(下請け労働者6人) の労災死亡者が発生した現代重工業は、228 億ウォンを減免されて7位を占めた。

このように大企業集団が労災保険料の大幅な 割引を受けることができた背景には、個別実績 料率制がある。個別実績料率制は事業場の災害 発生レベルによって、事業規模別に保険料率を 上げたり下げたりする制度だ。労災が少なけれ ば保険料率を一定比率で割り引いて、多ければ 高める。保険料の割引を受けるために、労災を 公傷で処理して隠したり、危険な業務を外注化 する副作用を産んでいると指摘を受けている。

◆事業場規模上位 0.78% が全体割引額の 48% を獲得

今年からは、個別実績料率制の適用対象を常 時勤労者数 20 人以上から 10 人以上、総工事 実績 40 億ウォン以上の事業場から 20 億ウォ ン以上に拡大施行されている。

個別実績料率制の適用で 2003 年に 2980 億 ウォンだった割引額は、2015年に1兆4447 億ウォンに、5倍程増加した状態だ。また、昨 年の個別実績料率制適用事業場のうち 0.7% に 過ぎない 1 千人以上の事業場 (577 ヶ所) が割 引された保険料は 4505 億9千万ウォン、工 事実績2千億ウォン以上の事業場(65ヶ所、 0.08%) で、2386 億6千万ウォンを割引された。 0.78% に過ぎない事業場が、半分に近い 6892 億ウォン (47.7%) を減免されたのだ。2016年 9月19日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョ ン記者

■公団は労災不承認、裁判所は労災認定「な ぜ?⊥

韓国労働安全保健研究所によれば、公団が業 務上災害・疾病ではないと判断したが、裁判所 で最終的に労災と認定される事例が多い。

2014年基準で公団の行政訴訟敗訴率は 11.2%だ。敗訴が予想される事件に、公団が 調停を要請して訴訟を取り下げ、労災と認定 するケースも少なくない。2012年には375 件、2013年446件、2014年586件と、毎 年増え続けている。敗訴が予想された事件まで 含めると、2014年の公団の行政訴訟敗訴率は 46.6% に増える。

脳心血管系疾患に対する公団の労災不承認の 比率も高かった。研究所が確認した結果、昨年 は脳心疾患の訴訟は333件で、そのうち公団 の敗訴が確定したケースは 43件 (12.9%) だ。

研究所と国会・環境労働委員会のハン・ジョ ンエ議員は「業務上疾病判定委員会の脳心血管 疾患審議過程の争点と改善課題」をテーマに討 論会を行い、公団の労災審査の問題点を点検し た。クォン・ドンヒ公認労務士は「敗訴事例を 分析した結果、公団が雇用労働部の告示に拘泥 して画一的に労災審査をしていることが明ら かになった」。「これによって業務と疾病の相当 因果関係を基準として審査せずに不承認とする ケースが多い」と指摘した。

クォン労務士は「告示基準を充足できない場 合には、各ケースごとに疾病と業務の相当因果 関係の有無を綿密に検討して労災の可否を判断 しなければならないのに、公団はそうはしてい ない」とし、「週60時間以上を過労と見る労 働部の画一的な告示は、違法」と主張した。

イ・ヘウン教授 (カトリック大職業環境医学 科) も「公団の行政訴訟敗訴事件を検討したと ころ、公団の過労評価が偏狭になされたことが 確認され、これによって当該の労働者が訴訟ま で行く苦痛を味合わっている」。「過労の評価は、 労働部告示と基準時間以外の活用できる多くの 情報を、最大限反映して認定するべきだ」と提 案した。2016年9月20日 毎日労働ニュース チェ・チョンナム記者

■「工場の温度下げろ」にアイスクリームの領収書を出したサミョン電子

国内の電解コンデンサー製造分野で1位のサミョン電子が「作業場内の高温作業に対する改善計画を提出せよ」という雇用労働部の是正指示に、アイスクリームと飲み物の領収書を提出して、過怠金を払わされたことが確認された。作業環境を改善して温度を低くする代わりに、労働者にアイスクリームや飲み物を与えたとして、責任逃れの証明資料を提出した。労働部はサミョン電子に300万ウォンずつ、合計3回の過怠金を賦課した。

サミョン電子は昨年9月に、工場に第二労組(サミョン電子民主労組)が結成されるとすぐに、管理者が組合員に労組脱退を勧めた事実が確認されるなど、不当労働行為の疑惑も受けている。2016年9月20日 毎日労働ニュースペ・ヘジョン記者

■白血病など労災訴訟でサムソン、裁判所提出 資料拒絶 83%

白血病などサムソン半導体の労働者の職業病 と関連した産業災害訴訟で、サムソンは裁判所 が提出を要請した資料の8割程度しか公開しな かったことが明らかになった。

国会環境労働委員会のシン・チャンヒョン議員(トプロ民主党)が「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)が行ったサムソン半導体・LCD生産工場に関する10件の労災訴訟を分析した結果、裁判所が被災者の業務環境を把握するためにサムソン側(サムソン電子・サムソンディスプレイ・サムソン SDI)に資料提出や回答を要請した件数(事実照会と文書送付嘱託)は全部で77件であった。このうちサムソン側が資料を提出したのは13件で、17%に止まった。残りの64件(83%)は最初から答えなかったり、資料の一部だけを公開した。

資料提出を拒否する理由では「関連資料を廃

棄した」(24件)が最も多かった。12件については「事件と関連がない」と主張し、7件は「営業秘密に当たる」として提出しなかった。何の返事もしなかったケースも21件だった。

サムソンは裁判所が文書送付嘱託に続いて文書提出命令まで出しても、一部資料を公開しなかった。サムソン電子健康研究所が作成した半導体 LCD 工場の安全保健に関する研究報告書が代表的だ。

雇用部も同じだった。裁判所がサムソン半導体労働者の労災訴訟に関して、雇用部と産業安全保健公団などに回答あるいは資料提出を要請した件数は35件になるが、このうち10件(29%)に対してだけ回答したり資料を提出した。残りの25件(71%)は「事業場(サムソン)の営業秘密に当たる」という理由などで提出しなかった。雇用部が産業安全保健法によって作成したサムソン半導体工場の「安全保健診断報告書」は、裁判所が7回も提出を要請したが、すべて「(サムソンの)経営上の秘密が含まれている」として提出を拒否した。

シン・チャンヒョン議員は「企業の恣意的な定規である『営業秘密』が、被災労働者の権利保障よりも優先視されてきたことが明らかになった」と批判した。国連人権理事会も今月15日、ジュネーブで開かれた定期会議で「有害物質と廃棄物処理に関する国連人権特別報告官の韓国訪問報告書」を公式に採択し、サムソンの半導体の職業病に関して「サムソン電子は生産工程に有害物質は全く使われていないという主張をしながら、これを正当化できる情報を提供しなかった」と指摘した。2016年9月26日 ハンギョレ新聞 チョン・ウンジュ記者

(翻訳:中村 猛)



主催:厚生労働省 後援:大阪府

協力:過労死防止大阪センター、大阪過労死を考える家族の会、大阪過労死問題連絡会

大阪会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

[基調講演] 「職場のメンタルヘルスの現状と、改善への方策について」

天笠 崇 氏(代々木病院精神科医師、(公財)社会医学研究センター代表理事)

[報告 1] 「過労死防止法施行から2年」 岩城 穣 氏(過労死防止全国センター事務局長)

[報告2]「過労死防止に向けた大阪労働局の取組」 前村 充 氏(大阪労働局 労働基準部 監督課長)

[過労死問題をテーマにした落語] 「エンマの願い」 桂 福車

[過労死遺族の報告] 過労死を考える家族の会



桂 福車

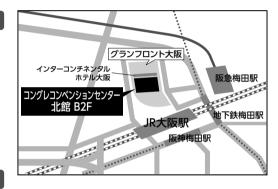
【プロフィール】 1961年生まれ、大阪出身。 大阪府立清水谷高校卒。 1983年に22歳で桂福団 治に入門。古典落語はもと より社会派落語では上方 落語界きっての巧者。

会場のご案内

コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

・JR 「大阪駅」 より徒歩3分 地下鉄御堂筋線 「梅田駅」 より徒歩3分 阪急 [梅田駅] より徒歩3分



参加申込について

- ●会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。 (定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ●申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
- ●参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

Webからの申し込み:下記ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

FAXでの申し込み:以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX番号 052-915-1523 株式会社プロセスユニーク 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に√を入れてください。

過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]					
ふりがな お名前		参加の状況	□ 今回初めて参加する □ 昨年も参加した		
企 業 団体名					
	る方は、次の該当する□に✔をお願いいたします。 パート・アルバイト □ 主婦 □ 学生 □ 無職 弁護士 □ 社会保険労務士 □ その他 「		1		

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話: 052-934-7202 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

9月の新聞記事から

- 9/1 「サークルドサンクス」に雇われ、東京都内 の店舗で店長を務めていた男性 (31) が自殺したのは 過重労働が原因だとして、遺族が労災と認めなかっ た三田労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟 の控訴審判決で、東京高裁は遺族側逆転勝訴を言い 渡した。男性は残業時間が1カ月に160時間を超え、 2008年12月ごろうつ病を発症し、09年2月自殺した。
- 労災保険適用外の人たちのアスベスト健康被 9/2 害救済制度見直しを検討していた環境省の有識者会 議は、患者や遺族らが求めていた遺族への給付金や 手当の増額は認めず、救済水準を現状のまま維持す ることを決めた。救済水準が妥当かどうかを検討す るため、介護などにかかる費用の実態を調査するよ う環境省に提言した。
- 9/4 兵庫県明石市の男性(28)が2015年2月勤 務後に車で帰宅中、居眠りで交通事故死したのは、 長時間労働を放置し安全配慮義務を怠ったためだと して、家族が勤務先のパン製造販売店の経営会社 「NAGASAWA」(姫路市) などに約1億1700万円の 損害賠償を求めて神戸地裁姫路支部に提訴する。男 性の1年間の時間外労働は毎月130時間を超え、最 も多い月で 180 時間に達した。
- 米FOXニュースは、ロジャー・エイルズ前 9/6 最高経営責任者(CEO)に対するセクハラ訴訟で、 被害を訴えた元キャスターのグレッチェン・カール ソンさんに 2000 万ドル(約 20 億円) を支払い和解 する。エイルズ氏はCEOを辞任。親会社の21世紀 フォックスはカールソンさんに公式に謝罪する声明 を出した。また内部調査で20人以上の女性がエイル ズ氏による嫌がらせを訴えたという。
- 9/7 酒田地区広域行政組合消防本部(山形県酒 田市) の男性消防士(20)が自殺したのはパワハラが 原因だとして遺族が労災申請した問題で、地方公務 員災害補償基金山形県支部が自殺を公務災害と認定 した。消防業務や訓練によるストレスが自殺の原因 と認められた可能性が高い。

4年前に自殺した熊本県内の肥後銀行員の遺 族が、株主の立場で当時の役員 11 人に 2 億 6000 万 円余りを銀行に賠償するよう求める株主代表訴訟を 起こした。訴訟では役員が過労死を防ぐ有効な体制 作りを怠ったため賠償金を支出することになり銀行 に損害を与え、過労自殺で銀行の信用も傷つき、少 なくとも1億円の損害が生じたなどと主張している。

9/9 東京電力福島第一原発の事故収束作業で支払 われる割り増し手当(危険手当)を受け取っていな いとして、元作業員39人が東電や元請けの東芝、下 請け4社の計6社に、未払い手当計約6860万円の支 払いを求める訴えを福島地裁いわき支部に起こす。

- バングラデシュのトンギにある包装工場で大 規模な火災があり、少なくとも 25 人が死亡、70 人が 負傷した。負傷者の多くは重体という。建物は4階 建て。工場の1階には化学薬品が保管されていたと みられ、炎が急速に拡大した可能性があるという。
- 国から労災保険の給付を受けながら療養中だ った専修大元職員の40代の男性が、打ち切り補償を 支払って解雇したのは不当として、同大に労働者と しての地位確認を求めた訴訟の差し戻し審判決が東 京高裁であった。河野清孝裁判長は「解雇権の乱用 ではない」とし、原告側の訴えを退けた。
- 家電量販店「ケーズデンキ」の滋賀県内の店 9/13 舗で働いていた女性が昨年自殺したのは店長のパワ ハラが原因として、遺族が元店長と関西ケーズデンキ に計約 7000 万円の損害賠償を求める訴訟を大津地裁 に起こした。女性は2015年夏から元店長に怒鳴られ るようになり、同年9月23日には競合店の商品価格 調査を毎日するよう指示され、出勤を希望していた 曜日をわざと外す勤務シフトを作成するなどされた。

イハラケミカル工業の静岡工場で膀胱がんを 発症した7人のうち5人が「MOCA」と呼ばれる 化学物質を取り扱っていたことが、厚生労働省の調 べで分かった。厚労省は同日、業界団体にモカの曝 露対策の徹底などを要請した。工場では昭和44年か ら平成21年までモカを製造していた。7人は男性で 発症時は30~60代。1人はすでに死亡した。

- 9/26 ニチアスの羽島工場近くに住み中皮腫や肺が んで死亡した男性2人の遺族らが同社に補償を求め る要請書を提出した。平成20年に悪性胸膜中皮腫で 死亡した田中和夫さんと 26 年に肺がんで死亡した小 森滝三郎さんの遺族。2人は昭和31年ごろから4~ 10年間、工場から 150 M以内に居住していた。
- 9/29 飲食チェーンのサトレストランシステムズ (大阪市) が違法に時間外労働をさせ、残業代の一部 を支払わなかったとして、大阪労働局は労働基準法 違反の疑いで、法人としての同社とさん天事業推進 部長、店長4人を書類送検した。サトは時間外労働 の限度に関する労使協定を店舗ごとに結んで労働基 準監督署に届け出ていたが、労働者代表の選出に不 備があり、有効な協定として認められていなかった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) MGW Relief 1>+-917

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
らくようたい	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込 み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名 を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター ●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1 部		200円			
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円			
JI .	2部	4,800円			
"	3部以上は、1	部につき2,400円増			
会員購読料		員(会費月1口1,000円以上)には 記部以上は1部150円増			

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



紫国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259